

ぼんす 農業委員会だより

No. 21 2015年9月発行
 編集/発行 本別町農業委員会
 会長 山西 輝美
 本別町北2丁目4番地1 TEL22-8125

農業委員会法の改正案

衆議院で可決、

参議院での審議に移る

農業委員の公選制廃止などを含む農業委員会法改正案（以下・改正案）は本年6月25日、衆議院農林水産委員会会で可決、同30日に衆議院本会議でも可決され、参議院に送付されました。

改正案は委員会の一部修正され、自民、公明、民主、維新の4党の提案による付帯決議が付されましたが、いずれも法案の内容を変更するものではなく、周知徹底や慎重な推進を図るべきという趣旨です。

改正案の主な点は、①農業委員の定数削減、②公選制を廃止し、市町村長による選任制とする、③意見公表や「建議」事務を削除し、「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」を新設、④農業委員とは別に「農地利用最適化推進委員」を新設、⑤都道府県農業会議、全国農業会議所については、「農業委員会ネットワーク」として農業委員会相互の連絡調整、情報公表等を行う。

農業委員会の弱体化進み

マイナスでは

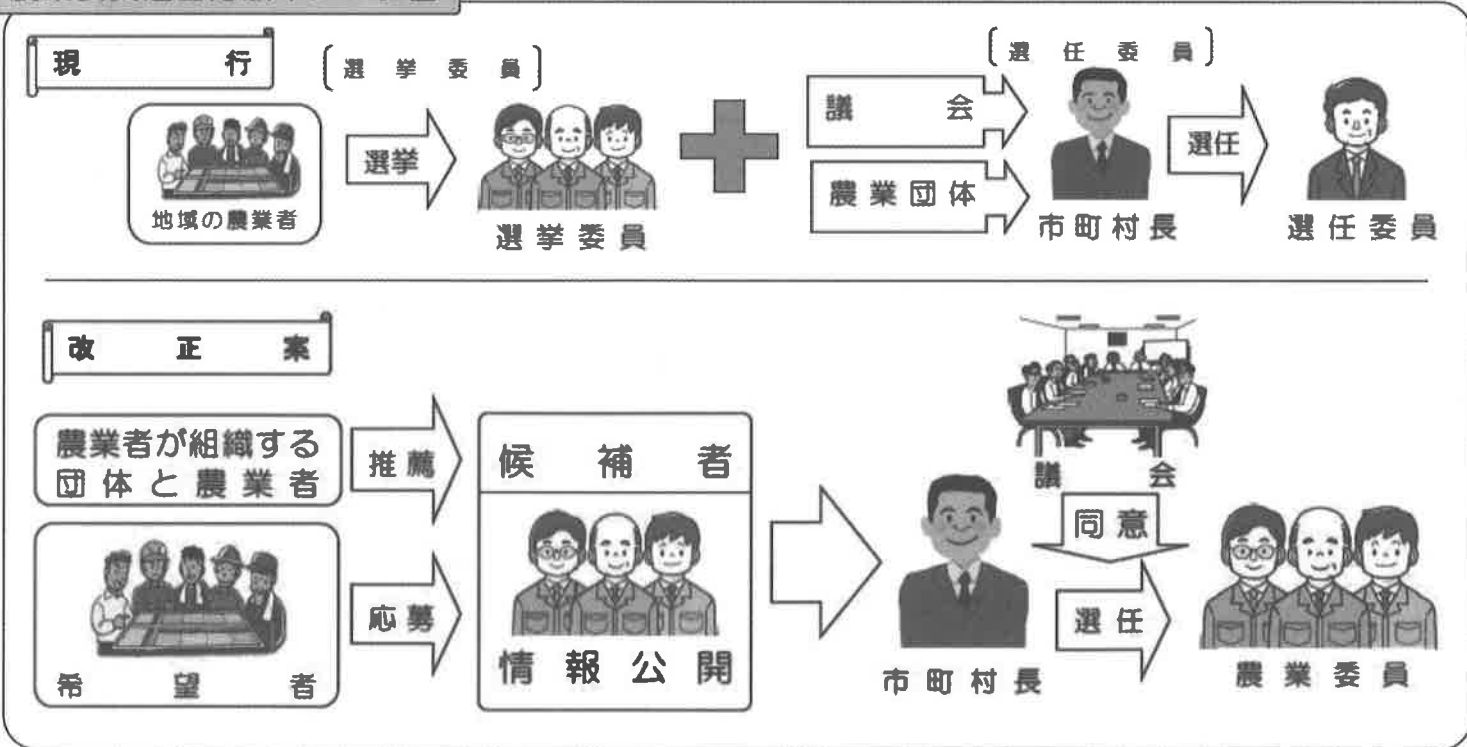
現行法における農業委員会は、選挙委員と選任委員で構成され、農地の権利移動や転用許可の業務を行うなど、「農民の代表機関」としての役割を果たしてきました。

農業委員会は市町村長から独立した執行機関とされているため、市町村や国に対しても建議により、しっかりと意見が表明できました。市町村長の任命制になれば、その独立性さえ奪われることになるかもしれません。また、農業委員の定数削減は、農業委員会機能の弱体化になるという見方もあります。

十勝と全道は法案に反対

十勝農業委員会連合会と北海道農業会議は、「この法案は北海道の実情には合わないし、農業委員会の機能の弱体化につながる」として当初は全面的に反対していました。しかし、現在は農業委員数確保と農地利用の集積・集約化などが進んでいる場合、農地利用最適化推進委員を設置不要とする弾力的運用基準の緩和、建議等の法的確保などを要望しています。

農業委員選出方法イメージ図



農地利用最適化推進委員とは

担い手への集積・集約化（農地の賃貸・売買）、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など各地域における農地利用の最適化や担い手の育成・発展を推進することを目的として新たに設置される。農業委員と同様の特別職の地方公務員という扱いであり、農業委員会が地域からの推薦・応募をもとに選任されます。

農地中間管理事業を活用しましょう！

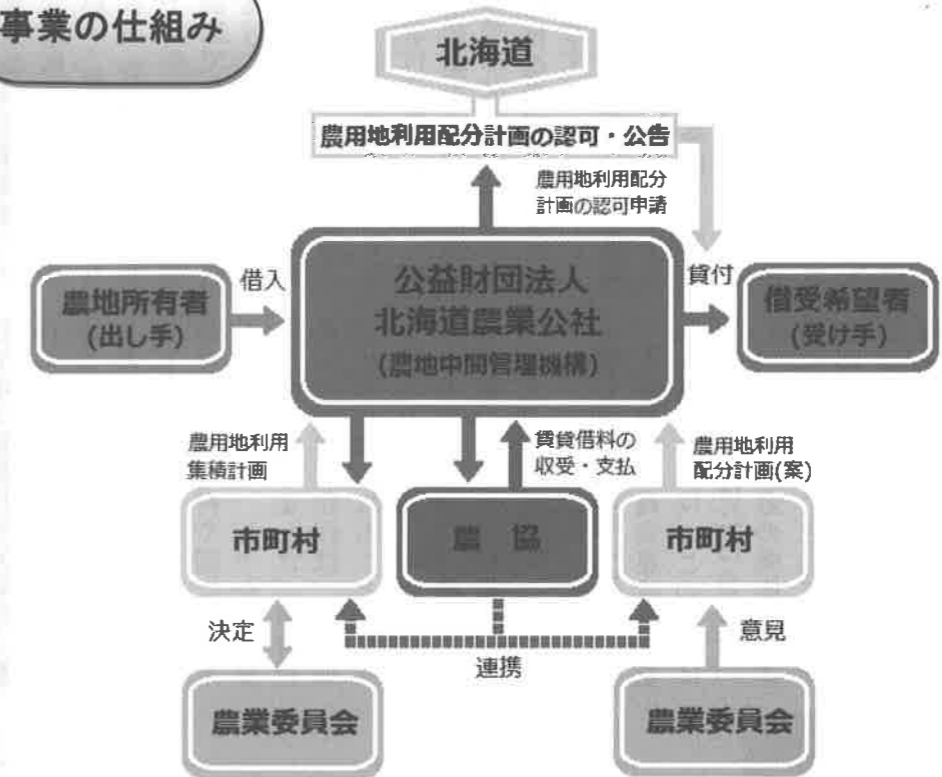
農用地等の借受を希望する場合

借受を希望する方は、機構が行う公募に応募して頂く必要があります。募集は毎年5月、9月に行われ、応募して1年間の有効期間となります。有効期間が過ぎますと、再度応募して頂く必要があります。応募等の手順は以下のとおりです。

- ①機構が行う公募への応募
- ↓
- ②応募された方の氏名・応募内容を整理し公表
- ↓
- ③農業委員会と機構とで連携し、貸し手の応募があった際に農地の利用調整
- ↓
- ④調整成立後、機構との賃貸契約の手続きとなり、「農用地利用配分計画」への同意、道の認可、公告により契約締結

※貸し手は随時募集していますが、借り手の募集は年に2回しか募集していないため、受付期間を過ぎてしまうと次の公募まで応募することができません
また、借受を希望する場合必ず事前に応募して頂く必要があります
農地が出てきてから応募しては間に合いません

事業の仕組み



事業の目的・内容

農地中間管理事業とは、新しい農地の貸し借りの仕組みです。農地中間管理機構（公益財団法人 北海道農業公社）が受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を機構が借り受け、農業経営の規模拡大や農用地の集団化を目指す担い手等へ農用地を集約して貸付することで、農業の生産性向上を図ることを目的としています。公社が農用地等の所有者から長期に借入し、公募に応募した希望者の中から選定した受け手に対する一定期間の貸付と再利用調整を繰り返し、より集約化した形での貸付となるようにしていく事業です。

農地所有者が公社へ貸付を希望する場合

- 農用地等の借入基準
 - ・農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものを公社が借入れます
 - ・農用地等として利用することが著しく困難な農用地等（再生不能と判定されている遊休農地など）や、借受希望者の応募状況や当該区域の事情からみて、農用地等を貸付ける可能性が著しく低い場合は、当該区域内の農用地等については、公社は借入しません
- 期間満了後、所有者に農用地等が戻ります（再度公社が借り入れることは可能です）
- 10年以上貸付けることにより、協力金として2万円/10aが貸付を開始した年のみ交付されます
 - ※途中で解約した場合、交付された協力金を全額返還しなければなりません
 - ※協力金は平成28～29年度に貸付け開始した場合1万円、平成30年度以降に貸付け開始の場合5千円と交付額が少なくなります

借受を希望する農家の方は、先に配布している応募用紙を農業委員会か直接北海道農業公社へ提出してください！
締め切り：9月18日（金）まで

農業者年金に加入しませんか？

皆さん農業者年金にはもう加入されているでしょうか？まだ加入されていない方は、農業者年金とはどのようなものなのか、加入するとどういったメリットがあるのか知って頂き、是非加入を考えて頂きたいと思います。

Q. 農業者年金とは？

農業者年金は、①積立方式のため必ず受給できる、②死亡しても掛金を一時金として65歳未満の場合は全額、65歳以上の場合は80歳までの分が戻ってきます。(ただし、*政策支援分は含まれません。)

③保険料は全額、社会保険料控除で所得税・住民税の節税となる、といった優遇措置がなされています。

農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者、②年間60日以上農業に従事、③60歳未満である、この3つの要件を満たすなら、後継者の方やその配偶者等どなたでも加入することができます。

Q. *政策支援とは？

一定の要件を満たしている方に対し、月額最高1万円の政策支援(国庫補助)が受けられる仕組みがあります。補助額に見合う年金は特例付加年金として、将来経営継承を行った後、原則65歳から受給できます。経営継承をする時期に年齢制限はなく、受給時期を早くすることも可能です。また、政策支援は要件を満たしていれば一つの経営で何人でも受けることができます。



Q. どんなメリットが？

加入者が支払った保険料が、納税申告の際にその全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税になります。

さらに、将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の収入額が120万円まで非課税となります。つまり、公的年金として加入してから受給するまで税制面の優遇措置が付いているのです。

また、配偶者等ご家族の方の保険料を、ご主人が自身の保険料と合わせて支払った場合も、その全ての保険料がご主人の社会保険料控除の対象となります。



農業者年金への加入、相談等については
JA本別町か農業委員会へお問い合わせください。
農業委員会 TEL 22-8125

編集後記

今年の十勝の小麦は過去最高の収量となり、「ホクシン」から「きたほなみ」に全面切り替わり5年、初めてその本来の力を発揮しました。近年は気象に翻弄され、前評判の2割増収は「何処？」でした。

実は我が家では、前面切り替えの3年前より、「きたほなみ」を製粉試験用に作付していました。全道8ヶ所での試験栽培でしたが、その結果は「ホクシン」に比べ2割増収で、品質良好でした。近年、十勝の気候に合わないなど陰口を囁かれ、多少なりとも関わった私は残念な心持でしたが、やっと気分が晴れました。

TPP交渉や農協・農業委員会法改正など、先行きに不安を感じる昨今ですが、収穫の秋を迎え良いスタートを切れたと思います。農作業事故と健康に気をつけて、農繁期を乗り切りましょう。

広報委員 細田 昇